

足近小学校 いじめ防止 基本方針

平成30年3月 改訂

【定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【基本認識】

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめ防止等に当たる。

「いじめは、人間として絶対に許されない」「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

【学校としての構え】

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対応を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切に作る教職員の意識や日常的な態度を醸成する。

いじめの早期発見 ・早期対応

- 一 的確な情報収集・校内連携体制の充実
- 一 教育相談の充実
- 一 教職員の研修の充実
- 一 保護者との連携
- 一 関係機関との連携

いじめに向かわない態度・能力の育成 (自己有用感・肯定感を高める取組)

- 一 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- 一 すべての教育活動を通じた指導
 - ・自己指導能力の育成
- 一 生命や人権を大切にされた指導
 - ・豊かな心の育成
 - ・共生教育の重視
- 一 魅力ある学級・学校づくり
 - ・分かる・できる授業
 - ・規範意識・主体性・自治力の育成

いじめ問題発生時の対応

【組織対応】

「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【基本的な対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 生徒指導主事及び管理職への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握
- ④ いじめを受けた側の児童へのケア（必要に応じてカウンセラー等の要請）
- ⑤ いじめた側の児童への指導
- ⑥ 保護者への報告と指導への協力依頼
- ⑦ 関係機関との連携
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援

子どもたちへのメッセージ

- ・困ったら誰でもいいので話しやすい先生に相談してください
- ・先生達は、がんばる子を一生懸命応援します
- ・先生達は、みんなですぐにいじめ解決にあたります
- ・先生達は、いじめる子をみんなですぐに指導します